

# 令和2年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）

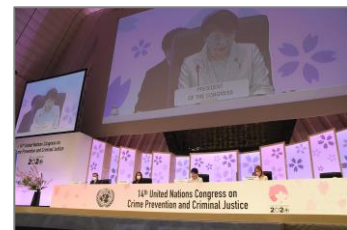
- ◆ **根拠** 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、前年度において、各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの
- ◆ **構成** 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に沿って構成
- ◆ **閣議予定日** 令和3年6月8日（火）

## 令和2年度 人権教育及び人権啓発施策の概要

### 令和2年度に講じた人権啓発に関する施策

#### トピックス 京都コンGRESの開催

人権擁護委員制度を紹介するとともに、人権教室の実演等を行うサイドイベントを実施



京都コンGRES

#### 女性の人権に関する取組（P.17～23）

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施を始め、各種啓発活動を実施

人権侵犯事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	1,182	947	629

#### トピックス 性犯罪・性暴力対策の強化

6月に取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、被害者支援、加害者対策、教育・啓発等を強化

#### 子どもの人権に関する取組（P.26～35）

全国一斉「子どもの人権110番(ワ-ダ イル)」強化週間の実施、「子どもの人権SOSミニレター」（全国の小・中学生に配布）」、SNSによる相談体制の充実

人権侵犯事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	3,609	3,498	1,550



SOSミニレター

#### 障害のある人の人権に関する取組（P.39～47）

障害のある人の人権をテーマとした人権啓発冊子及び人権啓発動画を活用した各種啓発活動の実施

人権侵犯事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	275	201	153

## 部落差別（同和問題）に関する取組（P.48～51）

部落差別解消のため各種啓発活動を実施するとともに、部落差別解消推進法第6条に基づき、部落差別の実態に係る調査を実施し、その結果を公表

人権侵犯 事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	92	221	244

## トピックス 「ウポポイ（民族共生象徴空間）」の開業

アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老町に令和2年7月開業

## 外国人の人権に関する取組（P.56～61）

全国の法務局における「外国人のための人権相談所」，「外国語人権相談ダイヤル」，「外国語インターネット人権相談受付窓口」において、10言語により人権相談に対応

人権侵犯 事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	62	72	60

## ハンセン病問題に関する取組（P.64～68）

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」や原告団等との協議を踏まえ、厚生労働省・文部科学省と共に、普及啓発活動を推進

人権侵犯 事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	0	1	0

## インターネットによる人権侵害に関する取組（P.74～78）

- インターネット上の人権侵害事案の深刻化を踏まえ、SNS事業者団体及び総務省と共同して「#No Heart No SNS」をスローガンとしたSNS利用に関する啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに削除依頼の方法や相談窓口を周知



啓発サイト：#No Heart No SNS

- SNSやインターネット広告、駅構内のデジタルサイネージを活用した広告、新聞広告など、様々な媒体を用いて啓発活動を実施
- 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」等を活用した削除要請の実施

人権侵犯 事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	1,910	1,985	1,693

## 性的指向・性自認(性同一性)に関する取組（P.85～86）

性的指向・性自認（性同一性）をテーマとした人権啓発動画のYouTube法務省チャンネルでの配信等

人権侵犯 事件数	平成30年	令和元年	令和2年
	19	17	17

## トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業関係者等に対し、「ビジネスと人権」に関する行動計画への理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すための取組を実施



冊子：今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応

## トピックス 職場におけるハラスメント防止対策の推進

厚生労働省において、職場におけるパワハラ防止措置が義務化されたことなどを周知啓発するとともに、事業主に対する助言指導や紛争解決のための援助を実施

## 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応 (P.109~118)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする人権問題が発生
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項の規定を踏まえ、各種取組を実施

### 偏見・差別等の防止に向けた啓発、相談対応等

#### ◎ 「不安を差別につなげちゃいけない。」人権啓発キャンペーンの展開

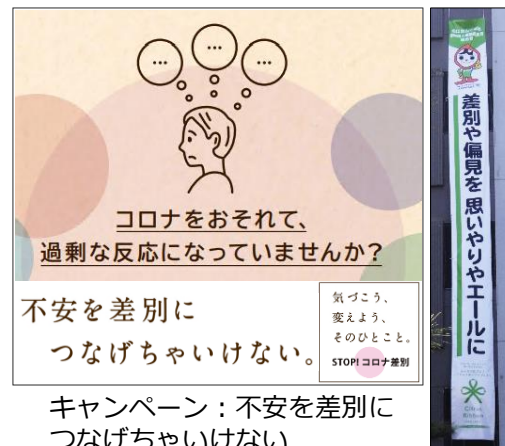
(特設サイトの開設、電車内・駅構内・屋外大型ビジョン等における動画広告、リーフレットの作成・配布、厚生労働省主唱「#広がれありがとうの輪」プロジェクトとの連携 など)

#### ◎ 有識者による「新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会」の実施

(特設サイトの開設、新聞掲載、ラジオ広報、リーフレットの作成・配布 など)

#### ◎ 法務局における啓発、相談及び調査救済の実施

(全国の法務局において、市民運動と連携するなど、偏見・差別に対する人権啓発を実施するとともに、人権相談の実施、人権侵害の疑いのある事案について、人権侵害事件として適切に対応)



### DV・児童虐待等への対応

#### ◎ 「DV相談+ (プラス)」による相談体制の強化

#### ◎ 「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく、要支援対象児童等の見守り体制の強化

## 【文部科学省の主な記述】

### 第1章 第1節 人権一般の普遍的な視点からの取組

#### （学校教育，社会教育に関する記述）

- ・ 学校教育においては，人権教育の指導方法の改善充実のための「人権教育研究推進事業」，人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施。
- ・ 社会教育においては，地方公共団体において社会教育の指導者として中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において，人権問題などの現代的課題を取り上げ，指導者の育成及び資質の向上を図っている。

#### トピックス 学校における人権教育の取組

- ・ 高校における人権教育の事例（いじめ（子ども），女性，障害，部落差別，犯罪被害者，インターネットによる人権侵害，北朝鮮当局による拉致問題など）や，教職員（学校）・家庭（保護者）・地域で人権教育に取り組んだ事例を紹介。

### 第1章 第2節 人権課題に対する取組

#### （7）女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

#### トピックス

#### アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントの防止に向けた取組

- ・ スポーツの大会等において，競技用ユニフォームを着用したアスリートが性的意図をもって写真や動画を撮影されたり，アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案が，以前から複数の競技で問題になってきた。
- ・ 改めてアスリートが安心して競技に取り組める環境を守る姿勢を明確にするため，スポーツ関係団体が協力し，スポーツ界全体としてこの問題に取り組んでいくことを表明。
- ・ この問題に関し，関係省庁とも連携し，被害を受けたアスリート等が活用できる，相談窓口の周知も行っている。

## 第2章 第9節 人権課題に対する取組

### (ハンセン病患者・元患者・その家族に関する記述)

- ・ 厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向けの教本の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知するほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、人権教育担当指導主事や教員等に対しハンセン病に関する教育を推進するための情報提供を行っている。
- ・ 社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を図るとともに、国公立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促している。
- ・ 令和元年10月に文部科学省内に設置した「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」での議論等を踏まえ、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための施策を検討しており、厚生労働省や法務省等の関係省庁と連携し、取組の一層の充実を図っている。

### 特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等に対する差別や偏見を防止するため、各都道府県教育委員会等に通知を発出し、適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じて、生徒指導上の配慮等を十分に行うことなどを周知。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見・差別は許されないことなどを内容とする児童生徒等向け、教職員向け、保護者・地域住民向けの大規模メッセージを発出。
- ・ インターネット上のトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実に向けて、教員向け指導資料の作成や児童生徒向け啓発資料の作成等を行うとともに、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるための啓発動画等を作成周知。
- ・ SNS等を通じていじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒等からの相談を受け付ける体制を整備するため、SNS等を活用した相談事業を実施。